

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県企業局

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県公安委員会

○福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県企業局

五三 一

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

福島県知事 内堀雅雄

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。

第8条第1項の表1の項から13の項まで、同条第2項の表2の項、4の項、5の項、7の項から9の項まで、14の項から16の項まで、18の項及び21の項、第14条の表課長の項並びに第14条の2第2項中「経営・販売課長」を「企業総務課長」に改める。

第49条第1項中「債権者」を「原則として債権者」に改め、同条第2項中「記名押印」を「記名」に改め、「あり、かつ、その職務に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印が」を削る。

第84条第2項中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。

第124条、第126条、第131条、第132条第3項及び第4項、第132条の2第2項及び第3項、第133条第1項、第150条第2項、第151条第1項、第155条、第155条の2、第158条、第158条の2第1項、第158条の3第1項及び第2項、第159条第2項、第160条第1項から第3項まで、第162条第1項及び第3項、第163条、第164条第1項及び第3項、第165条第1項及び第3項、第167条、第169条第2項及び第3項、第170条、第171条並びに第172条中「経営・販売課長」を「企業総務課長」に改める。

第185条第1項中「年2.6パーセントの」を「福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第235条第1項に定める」に改める。

第222条第5項中「記名押印」を「記名」に改める。

第226条中「経営・販売課長」を「企業総務課長」に改める。

別表第3中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。

第39号様式、第40号様式、第42号様式及び第43号様式中「罫」を削る。

第49号様式の2、第53号様式、第53号様式の2、第60号様式、第61号様式、第63号様

様式及び第65号様式中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県企業局財務規程のそれぞれの規定に基づいて作成されている書類は、改正後の福島県企業局財務規程の相当の規定に基づいて作成された書類とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業局財務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(経営・販売課)

福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

福島県公安委員会委員長 山本真一

福島県公安委員会規則第3号

福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

福島県警察国有物品管理規則（昭和40年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「押印」を「記名」に改める。

第20条中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第1号中 「 年 月 日 ㊟ 」 を 「 年

月 日 」 に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 物品出納記録済及び物品供用簿記録済の年月日右欄については、記載者名を記載する。

様式第2号中 「 年 月 日 ㊟ 」 を 「 年

月 日 」 に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 物品受領済の年月日右欄については受領者名を、物品出納（供用）簿記録済の年月日右欄については記載者名を記載する。

様式第3号中 「 年 月 日 ㊟ 」 を 「 年

月 日 」 に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 物品出納簿記録及び物品供用簿記録済の年月日右欄については、記載者名を記載する。

様式第4号中 「 年 月 日 ㊟ 」 を 「 年

月 日 」 に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 物品受領済の年月日右欄については受領者名を、物品出納（供用）簿記録済の年月日右欄については記載者名を記載する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第11条関係)

(表 面)

(No.)

物 品 使 用 書	使用期間	使用職員氏名 (主任者)	使用期間	使用職員氏名 (主任者)	
	自 . . ----- 至 . .		自 . . ----- 至 . .		
	自 . . ----- 至 . .		自 . . ----- 至 . .		
品 目 番 号	品 目	規 格	受 領 数量 年月日	返 納 数量 年月日 物品供用 員 氏 名	摘 要
-----			-----	-----	
-----			-----	-----	

備考 この様式は、カード式に作成すること。

(裏 面)

品 目 番 号	品 目	規 格	受 領		返 納			摘 要
			数量	年月日	数量	年月日	物品供用 員 氏 名	
-----			-----	-----	-----	-----	-----	
-----			-----	-----	-----	-----	-----	

様式第6号中「第15条及び第16条関係」を「第15条、第16条関係」に、「官職氏名 氏名 氏名」を「官職氏名」に改める。

様式第7号中「検査員官職氏名 氏名 氏名」を「検査員官職氏名 氏名 氏名」に改める。

様式第10号中「前任物品出納(供用)員氏名 氏名 氏名」を「前任物品出納(供用)員氏名 氏名 氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県警察国有物品管理規則(以下「改正前の規則」という。)様式第1号による物品保管委託(貸付)書、様式第2号による物品返納書・供用不適品等報告書、様式第3号による物品修繕(改造)書、様式第4号による物品供用(供用換)書、様式第5号による物品使用書、様式第6号による物品亡失(損傷)報告書、様式第7号による検査書及び様式第10号による交替引継書は、それぞれ改正後の福島県警察国有物品管理規則様式第1号による物品保管委託(貸付)書、様式第2号による物品返納書・供用不適品等報告書、様式第3号による物品修繕(改造)書、様式第4号による物品供用(供用換)書、様式第5号による物品使用書、様式第6号による物品亡失(損傷)報告書、様式第7号による検査書及び様式第10号による交替引継書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(会 計 課)

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

福島県公安委員会規則第4号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3一般国道113号の項を次のように改める。

一般国道113号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下69番4地先から相馬市光陽二丁目962番3地先まで
----------	--

別表第3一般国道113号の項の次に次のように加える。

一般国道114号	福島市豊田町2番10地先から双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田3番1地先まで
----------	--------------------------------------

別表第3一般国道115号の項を次のように改める。

一般国道115号	福島市鳥谷野字天神29番1地先から耶麻郡猪苗代町大字堅田
----------	------------------------------

	字宮西1063番1地先まで
	相馬市粟津字長沢89番1地先から伊達郡桑折町大字松原字狸内61番地先まで
	相馬市大曲字天神57番1地先から同市山上字山岸22番2地先まで

別表第3一般国道118号の項中

南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲87番1地先か松市一箕町大字亀賀字川西123番地先まで

ら会津若

を

南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲87番1地先から会津若松市一箕町大字亀賀字川西123番地先まで

に改

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西767番1地先から同市工業団地310番5地先まで

め、同表一般国道121号の項を次のように改める。

一般国道121号	喜多方市熱塩加納町熱塩字大松沢山丙番外2番地先から会津若松市町北町大字始字宮前135番1地先まで
	喜多方市関柴町西勝字西原268番3地先から会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲746番1地先まで

別表第3一般国道294号の項を次のように改める。

一般国道294号	白河市豊地弥次郎窪29番10地先から同市豊地箭内小屋1番9地先まで
----------	-----------------------------------

別表第3一般国道399号の項の次に次のように加える。

一般国道401号	会津若松市館馬町455番地先から大沼郡会津美里町字柳台2338番6地先まで
----------	---------------------------------------

別表第3県道上名倉飯坂伊達線の項中

福島市大笹生字大畑4番2地先から同市飯5番1地先まで

坂町平野字上ノ壇

を

福島市大笹生字大畑4番2地先から同市飯坂町平野字上ノ5番1地先まで

福島市さくら二丁目1番5地先から同市土船字才明寺6番地先まで

壇

1

に改め、同表県道白河石川線の項及び県道原町川俣線の項を次のように改める。

県道白河石川線	白河市中田160番6地先から石川郡石川町字猫啼108番10地先
---------	---------------------------------

	まで
県道原町川俣線	南相馬市原町区高見町一丁目162番1地先から同区信田沢字上信田13番地先まで

別表第3 県道小名浜四倉線の項の次に次のように加える。

県道喜多方西会津線	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原1549番地先から同町野沢字本町185番地先まで
-----------	---

別表第3 県道いわき上三坂小野線の項の次に次のように加える。

県道小名浜平線	いわき市小名浜岡小名字御代坂65番5地先から同市小名浜字定西76番地先まで
---------	---------------------------------------

別表第3 県道郡山長沼線の項の次に次のように加える。

県道江名常磐線	いわき市鹿島町米田字四郎作35番1地先から同市常磐三沢町反合田20番地先まで
---------	--

別表第3 県道古殿須賀川線の項の次に次のように加える。

県道会津若松裏磐梯線	会津若松市大字御山字北村204番5地先から同市一箕町大字亀賀字郷之原278番4地先まで
	会津若松市河東町八田字琵琶石2番1地先から同市河東町八田字東天屋18番1地先まで

別表第3 県道小名浜小野線の項を次のように改める。

県道小名浜小野線	いわき市小名浜下神白字林崎15番4地先から同市常磐下船尾町字古内289番8地先まで
----------	---

別表第3 県道保原桑折線の項の次に次のように加える。

県道会津若松会津高田線	会津若松市門田町大字堤沢字道西2番地先から同市門田町大字一ノ堰字村西767番1地先まで
-------------	---

別表第3 県道二本松安達線の項の次に次のように加える。

県道小名浜港線	いわき市小名浜字定西76番地先から同市小名浜字栄町79番1地先まで
	いわき市小名浜字辰巳町47番2地先から同市小名浜字辰巳町38番10地先まで

別表第3 県道白坂停車場小田倉線の項の次に次のように加える。

県道窪田江栗線	いわき市錦町江栗七反田14番1地先から同市錦町江栗前53番1地先まで
---------	------------------------------------

別表第3 県道白岩久之浜線の項を次のように改める。

県道白岩久之浜線	いわき市四倉町白岩字上大作1番1地先から同市久之浜町久之浜字中浜55番地先まで
----------	---

別表第3 県道白岩久之浜線の項の次に次のように加える。

県道夫沢大野停車場線	双葉郡大熊町大字夫沢字長者原658番1地先から同町大字夫沢字中央台662番1地先まで
------------	--

別表第3 県道相馬港線の項の次に次のように加える。

県道上北迫下北迫線	双葉郡広野町大字上北迫字荒神97番1地先から同町大字下北迫字二ツ沼44番119地先まで
-----------	---

別表第3 市道（須賀川市）I-16号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）2170号線	須賀川市館取町1番地先から同市館取町133番2地先まで
----------------	-----------------------------

別表第3 町道（石川町）循環道路2号線の項の次に次のように加える。

町道（三春町）田村西部工業団地1号線	田村郡三春町大字芹ヶ沢字深作1番地先から同町大字芹ヶ沢字深作130番2地先まで
町道（三春町）田村西部工業団地2号線	田村郡三春町大字芹ヶ沢字深作1番地先から同町大字芹ヶ沢字深作1番地先まで
町道（三春町）南原芹ヶ沢込木線	田村郡三春町大字芹ヶ沢字深作130番2地先から同町大字熊耳字十石窪74番1地先まで
港湾道路幹線臨港道路1号線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神159番1地先から同町駒ヶ嶺字今神129番地先まで
港湾道路2号ふ頭幹線道路	相馬市原釜字北谷地295番地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神1番1地先まで
港湾道路3号ふ頭幹線道路	相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神159番3地先から同町駒ヶ嶺字今神159番1地先まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3 一般国道115号の項の改正規定（相馬市栗津字長沢89番1地先から伊達郡桑折町大字松原字狸内61番地先まで）に係る部分に限る。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定する供用開始の日から施行する。

（交通規制課）